

尾張旭市 消防団員募集中



たくさんの仲間があなたをお待ちしています！

そして、企業の方へ！2019年2月1日より

消防団協力事業所表示制度 が始まります！



「消防団協力事業所表示制度」とは、消防団に協力するなど
認定基準を満たしている事業所に対し、
尾張旭市消防団協力事業所表示証を交付する制度です。
交付された事業所は、社会貢献として広く認められると同時に、
表示証を社屋に掲示できるほか、協力事業所であることを
自社ホームページなどで広くPRすることが出来ます。
事業所の協力を通じて地域の防災体制がより一層
充実されることを目的としています。

「消防団協力事業所表示制度」申請の流れ



「消防団協力事業所表示制度」の認定基準

- 従業員が消防団へ相当数入団している。
- 従業員の消防団活動に配慮している。
- 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている。
- その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しており、市長が特に優良と認める事業所等である。

今や全消防団員の約 7 割が被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすくかつ消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要です。事業所の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠になっています。



このマークは、自社の会社案内ホームページで使用でき、事業所の社会貢献を広くPRできます。



総務省消防庁
消防団協力事業所表示証
(消防庁長官の認定を受けた場合)



市(町村)
消防団協力事業所表示証
(市町村長等の認可を受けた場合)



お問合せ・お申込み

尾張旭市消防本部消防総務課

☎ 0561-51-0861